

かまくらヘルシーポイント事業手引

「ポイント事業」（以下「本事業」という。）とは、市民の皆さまの健康づくりを後押しするためのポイント事業です。歩数計を持って歩いたり、健康づくりのプログラムなどに参加したりすることでポイントが付与され、獲得したポイントは、抽選方式で景品に交換できます。

【参加条件】

- ・20歳以上の市民の方（申込時20歳の方）で、申込時に「ポイント事業参加規約」に同意いただいたうえで、本事業で指定する「歩数管理サービス」に参加し、アンケート調査への回答にご協力いただける方であれば、どなたでも参加できます。

目次

1. はじめに	2
(1) 配布物について	2
(2) 注意事項について.....	2
2. ポイントの獲得方法	3
(1) 参加者の実施事項	3
(2) 獲得できるポイント	4
3. 景品への応募方法	7
4. ポイントの獲得状況や交換状況の確認方法.....	8
5. 各種手続や問合せ方法	8
6. かまくらヘルシーポイント 参加規約	9

【1】はじめに

(1) 配布物について

- 配布物と内容・用途をご確認ください。

資料 番号	配布物	内容・用途	使用機器	
			活動量計	アプリ
1	参加手引き (本冊子)	○登録方法、ポイント獲得方法、歩数・計測結果及びポイント獲得状況の確認方法、景品交換、問い合わせ先等について	○	○
2	活動量計 の使い方 ※対象の方のみ	活動量計及び WEB サイト「からだカルテ」の登録及び使用方法等	○	×
	活動量計 (タニタ製 AM-150) ※対象の方のみ	○毎日の歩数等を計測する機器 【重要】箱に同封の黄色い紙は大切に保管してください。 (登録・問い合わせ時に必要)	○	×

本事業参加にあたり上記配布物をお渡しいたします。

事業参加にあたりご不明点等ありましたら、(株)タニタヘルスリンク内「かまくらヘルシーポイント」事務局
(TEL 0120-771-015)へお問い合わせください。

(2) 注意事項について

活動量計を破損（誤って洗濯したなどの水没等を含む）や紛失された方は、新しい活動量計を購入していただきます。（金額 5,000 円/税込み）

活動量計の調子が良くない場合（例：表示されない、データの送信がうまくいかない等）は、電池切れでないか等をご確認いただいた上で、「かまくらヘルシーポイント」事務局へお問い合わせください。

活動量計の初期不良等と考えられる場合は、活動量計の販売元が定める保証規定（保証期間は 1 年）に基づき、新しい活動量計と交換させていただきます。（初期不良についての検査のため、一度活動量計をお預かりします。）

【2】ポイントの獲得方法

(1) 参加者の実施事項

本事業にご参加いただいた方には、以下の事項に取り組んでいただきます。

スマートフォンアプリ「ヘルスプラネットウォーク」「タニタ活動量計」で、日々歩数を計測していただき、定期的にデータを「からだカルテ」サイトへ送信していただきます。

また、鎌倉市の健康診査や市が実施する「健康イベント」、WEB 上で行う「歩数イベント」などに参加していただきます。

(A) 「ポイント事業に関するアンケート」への回答・提出

「ポイント事業に関するアンケート」は、市民の健康づくりを支援する制度設計の基礎データとするために、本事業の参加者全員に対して実施するものです。

活動量計の方は申込用紙の裏面、スマートフォンの方は Web からの回答をお願いします。

※ アンケートは、事業全体の傾向を確認するために実施しております。

※ 今後も必要に応じ、全参加者に対して、本事業への参加後の状況等に関するアンケートを実施する予定です。調査へのご協力を頂きますようお願いいたします。

(B) スマートフォン・活動量計のデータ送信 【必須】

歩数管理サービス（からだカルテ）を利用し、日々の歩数データの送信を行ってください。

スマートフォン・活動量計には、30 日分の歩数データまでしか記録できません。

- ・ 定期的にデータの送信を行いましょ スマートフォンの方は、歩数計アプリ「ヘルスプラネットウォーク」より送信を行ってください。
- ・ 活動量計の方は、全国のローソン・ミニストップ[®] の Loppi 端末から送信を行ってください。
- ・ スマートフォン及び活動量計「使い方」資料を配布します。内容をご確認いただきご利用ください。

<データ送信拠点> ※活動量計の方

施設名	設置場所	利用時間	設置機器
全国ローソン・ミニストップ	店内	24 時間 365 日	Loppi 端末

- ・ ローソン、ミニストップでのデータの送信は鎌倉市外でも可能となります。

(C) 対象プログラムへの参加 <任意>

- 本事業では健康イベント等に参加した場合にポイントがもらえる「イベント参加ポイント」を用意しています。
- 対象となるイベントについては、別途鎌倉市 HP・チラシ等でご案内します。

(2) 獲得できるポイント

本事業の参加者は、「(1) 参加者の実施事項」を実践することで、以下のポイントを獲得することができます。各ポイントの付与ルールは下記をご確認ください。

ポイント名称	ポイント付与条件	ポイント付与数
歩数関連ポイント	1日 1000 歩以上で付与	2pt/日
	1日 5000 歩以上で付与	5pt/日
	1日 8000 歩以上で付与 65 歳未満	13pt/日
	1日 6000 歩以上で付与 65 歳以上	13pt/日
歩数イベントゴールポイント	歩数イベントでゴールできた場合ポイント付与	100pt/回
イベント参加ポイント	市の健康イベントへ参加した場合ポイント付与	50pt/回
健診ポイント	鎌倉市の健康診査を受けた場合ポイント付与	100pt/年

その他、ポイント付与項目については、随時追加していく予定です。

- 定期的にスマートフォン・活動量計のデータを送信する必要があります。
- 対象プログラムに参加した際には、参加申込のチェックを受け後日付与されることになります。
- ポイントの獲得状況は、WEB サイト「からだカルテ」内でご確認いただけます。

◇歩数関連ポイント

<ポイント基準>

日々の歩数データ（活動量計又はアプリでの計測値）を送信することで歩数関連ポイントを獲得できます。データ送信した歩数は WEB サイト「からだカルテ」内にてご確認できます。

【注意】

活動量計及びスマートフォンアプリには **30 日分**の歩数データしか記録されません。

- 市指定の条件をクリアした場合にポイントを付与します。

年齢 (基準：申込時点の年齢)	ポイント付与条件	獲得数
20 歳以上	1 日 1000 歩以上で付与	2pt/日
	1 日 5000 歩以上で付与	5pt/日
	1 日 8000 歩以上で付与 65 歳未満	13pt/日
	1 日 6000 歩以上で付与 65 歳以上	13pt/日
	歩数イベントでゴールできた場合	100pt/回

<ポイント対象期間>

- 平成 30 年 3 月 15 日から（以降に参加された方は、参加日からとなります。）
- 歩数データ送信の最終期限は平成 32 年 2 月 29 日です。
- 期限を過ぎて送信したデータは対象期間であってもポイントには反映されません。

<ポイント獲得のタイミング>

- 歩数データを送信した時点で歩数関連ポイントを獲得できます。
例：10/10 に「10/1～10/10」分のデータを送信した場合、「10/1～10/10」分のポイントが貯まります。
- 歩数イベント付与については、イベント終了後、結果を集計し後ほどポイント付与を一括で行います。

<データ送信方法>

活動量計の方：活動量計を、ローソン・ミニストップ® 店頭端末「Loppi」に置き、画面または音声案内の指示に従ってください。

スマートフォンの方：ヘルスプラネットウォークアプリより、歩数のデータを送信してください。

◇イベント参加ポイント

<ポイント基準>

- 市指定の健康イベントに参加した場合にポイントを付与します。

ポイント付与条件	ポイント数
市指定の健康イベントに参加した場合	50pt/回

<ポイント対象期間>

- 平成 30 年 3 月 15 日から（以降に参加された方は、参加日からとなります。）平成 32 年 1 月末日までに実施するイベント。

<ポイント獲得のタイミング>

- イベントの参加状況を集計し後ほどポイント付与を一括で行います。
又は、専用の通信端末で認証処理をした時点でポイント付与します。

◇健診（検診）受診ポイント

<ポイント基準>

- 市指定の健診（検診）に参加した場合に 200～100 ポイントを付与します。

条件	ポイント数
特定健診ポイント（人間ドック）を受診した場合（上限 1 回/年）	200pt/回
がん検診を受診した場合（上限 1 回/年）	100pt/回
歯周疾患健診を受診した場合（上限 1 回/年）	100pt/回
肝炎健診を受診した場合（上限 1 回/年）	100pt/回
スマホ de ドックを受診した場合	100pt/回
未病センター利用した場合（上限 1 回/月）※	5pt/回

※平成 30 年 4 月以降

<ポイント対象期間>

- 平成 31 年度、平成 32 年年度

<ポイント獲得のタイミング>

- 健診（検診）の受診状況を集計し後ほどポイント付与を一括で行います。
又は、専用の通信端末で認証処理をした時点でポイント付与します。

【3】 景品への応募方法

- 本事業で獲得した「ポイント」は、景品（抽選）への応募にご利用できます。

景品	必要ポイント数
鎌倉山ローस्टビーフ	3,000pt
鎌倉シャツギフトカード	3,000pt
体組成計	1,900pt
湯治（Le Furo）利用チケット	1,500pt
鎌倉便りハンバーグ	1,500pt
鎌倉野菜ギフトセット	1,500pt
塩分計しおみくん	1,200pt
マッサージ店（15MOMU）チケット	1,000pt
ハイブレーションタイマー 24 時間クイック	800pt
デジタルクッキングスケール	800pt
オリジナルグッズ	800pt
トレーニング用ゴムバンド	800pt
ダンベル	800pt
デジタル温湿度計	500pt
デジタルタイマー	500pt
アマゾンギフト券	500pt

※景品については、一部変更になる場合があります。

<景品の応募方法と時期>

- 抽選時期 : 平成 30 年度 第 1 回目 9 月 第 2 回目 3 月
: 平成 31 年度 第 1 回目 9 月 第 2 回目 3 月
- 応募資格 : 500 ポイント以上をお持ちの鎌倉市民の方。
- 応募方法 : スマートフォンの方やメールアドレスを登録されている方は、WEB からお申込していただけます。
活動量計の方は、抽選 1 ヶ月ほど前にポイント状況のお知らせと申込案内を送付しますので郵送でお申し込みください。
応募は、必要ポイント数の条件を満たしていれば、複数ご応募いただけます。
- 当選 : 当選に関しては、商品の発送をもってかえさせていただきます。
- 注意事項
 - ※当選に関しては、抽選会実施月末日時点、鎌倉市の住民票がある方が対象となります。
 - ※抽選結果に関わらず、応募に使用されたポイントを戻すことはできません。
 - ※平成 30 年度に発生したポイントは翌年度事業へ引き継ぎとなります。
 - ※平成 32 年 2 月 29 日までにデータをアップロードしたポイントまでが有効となります。

【4】ポイントの獲得状況や交換状況の確認方法

ポイントの獲得状況は、以下の方法で参加者ご自身で確認できます。

■ WEB サイト「からだカルテ」(随時)

URL <https://www.karadakarute.jp/kamakura>

- WEB サイト「からだカルテ」では、パソコンやスマートフォン等により、以下の内容を確認することができます。
 - ・ 各種ポイントの獲得状況
 - ・ 送信を行った歩数などの情報
 - ・ 参加者の登録情報

※ログイン ID、パスワードの入力が必要です。

【5】各種手続や問い合わせ方法

■ 変更手続

- 申込時の登録情報を変更したい場合や、ポイント数を確認したい場合は下記までお問い合わせをお願いいたします。
- 「郵便番号」「住所」「電話番号」の登録・変更は、WEB サイト「マイページの登録変更」からも行うことができます。
- 転出等により、参加者が市民でなくなった場合は、本事業への参加を継続することができませんので、退会の手続きをお願いします。
- 退会をご希望の場合は、下記へご連絡をお願いします。

■ 問い合わせ先

株式会社タニタヘルスリンク内 「かまくらヘルシーポイント事務局」

TEL 0120-771-015

平日 9:00 ～ 18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

かまくらヘルシーポイント 参加規約
(参加申込書提出後も保管ください)

第1条 (目的)

- 1 本規約は、多くの市民等に運動習慣を身につけていただき健康寿命の延伸を図ることを目的に鎌倉市が運営する、ポイントプログラム (以下「本事業」といいます。) を実施するために必要な事項を定めたものです。
- 2 この規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

第2条 (用語の定義)

本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- (1)「申込者」とは、本規約に同意し、鎌倉市に本事業の申し込みを行った者をいいます。
- (2)「参加者」とは、申込者のうち、鎌倉市から本事業への参加が承諾された者をいいます。
- (3)「マイページ」とは、第8条に定める実施内容により取得される健康情報 (歩数等) を確認できるウェブサービスのことをいいます。

第3条 (参加申込み)

- 1 本事業への参加を希望する者は、本規約の内容を承諾し、個人情報の取扱い等に同意した上で参加の申込みを行うものとします。
- 2 申込者が参加申込み後、鎌倉市が参加申込を受理した時点で、当該申込者は本参加規約に同意したものとみなします。

第4条 (参加者の決定)

- 1 鎌倉市は、第3条第1項の申込情報を確認し、必要な審査・手続き等を経た後に承諾し、申込者に通知します。
- 2 参加者の決定は、申込者に対して鎌倉市から参加の承諾を通知した時点とし、その時点から参加者と鎌倉市の間に本事業への参加に関する合意が得られたものとします。
- 3 鎌倉市は、申込者が次のいずれかの場合に該当すると判断したときは、その申込みを承諾しないこと、又は承諾を取り消すことがあります。
 - (1)同一の参加者・申込者が複数の申込みを行った場合
 - (2)申込者が実在しない場合又は本人確認ができない場合
 - (3)虚偽の申込み等により、第5条に定める条件を満たさないことが判明した場合
 - (4)鎌倉市外への転出や死亡等により、住民ではなくなった場合
 - (5)その他鎌倉市が承諾できない事由があると判断した場合
- 4 鎌倉市は、申込みを承諾しない場合又は承諾を取り消す場合には、その旨を通知するものとします。

第5条 (参加条件)

鎌倉市は、申込者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、参加申込みを承諾します。

- (1)鎌倉市に住民登録している20歳以上の方
- (2)自己責任で本事業に参加できる方
- (3)暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属している者のいずれにも該当しない方
- (4)本規約に同意いただいた方
- (5)本事業に関連するアンケート調査にご協力いただける方
- (6)健診結果等の個人情報の利用について同意いただいた方
- (7)レセプトデータの利用について同意いただいた方 (鎌倉市国民健康保険加入者のみ)

第6条 (参加者の負担)

参加にあたっては次に掲げる費用をご負担いただきます。

- (1)活動量計の購入に係る費用
- (2)活動量計の故障、又は紛失に伴う再購入等に係る費用
- (3)事業参加に関する通話・通信・郵送に係る費用
- (4)その他鎌倉市が別途指定する費用

第7条 (実施内容)

本事業への参加者は、次の事項への協力をお願いします。

- (1)アンケート調査の回答
- (2)活動量計及びアプリによるデータの計測及びアップロード

第8条 (申込み内容の変更の届出)

参加者が鎌倉市に通知した住所、電話番号等、第3条の申込情報に変更が生じた場合、参加者は速やかに変更内容を鎌倉市に届け出するものとします。

第9条 (参加のキャンセルについて)

1 参加者は、本事業の実施期間中に本事業の参加についてキャンセルをすることができます。

第 10 条（事業の中断・終了）

1 鎌倉市は、利用期間内であっても、本事業のサービスの中断、又はサービスの全部又は一部の提供を終了することができます。

2 前項に基づき本事業を中断・終了する場合、鎌倉市は参加者に対して、その旨を事前に電子メール又は鎌倉市のホームページ等によって通知することとします。

第 11 条（禁止事項）

参加者は、次に定める行為を行ってはけません。

- (1)参加者以外の方によるなりすまし行為
- (2)本事業に関する情報を改ざん又は消去する行為
- (3)その他第三者に不当な不利益を与える行為

第 12 条（損害賠償等）

1 参加者は、本事業に伴うサービス等の利用に関連して、自己の責に帰すべき事由により鎌倉市に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

2 参加者は、本事業に伴うサービスの利用に関連して、鎌倉市以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用においてその紛争を解決することとします。

第 13 条（免責事項）

1 本事業は、参加者の健康の保持・増進を支援するものであり、参加者の健康状態が改善・増進されることについて、保証するものではありません。

2 鎌倉市は、本事業の中止により、参加者又は参加者に関わる第三者が損害を被った場合は、責任を負いません。

3 鎌倉市は、鎌倉市の責によらない事由により、本事業のサービスの全部又は一部の提供が不可能又は困難となった場合は、責任を負いません。

4 鎌倉市は、鎌倉市の責によらない事由により、参加者の個人情報等が漏洩した場合は、責任を負いません。

第 14 条（個人情報の取扱い）

1 本事業に伴うサービスの実施等に際して、鎌倉市が参加者から取得した個人に関する情報（以下「参加者情報」といいます。）の取扱いを、本規約で定めるほか、個人情報保護法及び鎌倉市個人情報保護条例に準拠するものとします。

2 本事業の実施に際し、鎌倉市は次に定める参加者情報を取り扱うこととします。

(1)第 3 条に定める参加申込書にご記入いただいた参加者情報

(2)第 8 条に定める事項の実施に伴い取得する次の項目

(ア)アンケート調査の回答結果

(イ)活動量データ、体組成データ及び血圧データ

(3)マイページの利用ログ

(4)特定健診結果等

(5)レセプトデータ（鎌倉市国民健康保険加入者のみ）

3 鎌倉市が取り扱うこととなる参加者情報は、次の各号に定める目的の達成に必要な範囲内で利用し、あらかじめ参加者本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、お預かりした参加者情報を利用目的以外に利用することはありません。

(1)本事業の適切かつ合理的な運用のための利用

(2)本事業の効果分析・評価のための利用

4 鎌倉市は、参加者情報を鎌倉市が保有する医療費及びレセプトデータ、介護保険等に関連した情報と照合したのち、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ、特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにした上で、前項第 2 号に定める効果分析や健康づくり施策のために利用することがあります。

5 参加者情報の外部提供については次に定めるとおりとします。

(1)鎌倉市は、本事業を行うにあたり、参加者情報の管理、活動量管理の仕組みを、㈱タニタヘルスリンクに委託します。そのため、本条第 3 項で定める個人情報を㈱タニタヘルスリンクに提供することとします。なお、鎌倉市は、参加者情報の取扱いにおいては、安全管理が図られるよう、㈱タニタヘルスリンクに対し必要かつ適切な管理・監督を行うものとします。

(2)その他、参加者に対するアンケート調査の回収に係る業務、本事業の効果分析・評価等、本条第 3 項に定めた目的を達成するために必要最低限の範囲内で、参加者情報の取扱いを外部事業者に委託することがあります。なお、鎌倉市が参加者情報の取扱いを外部に委託する場合は、安全管理が図られるよう、委託先に対し必要かつ適切な管理・監督を行うものとします。

(3)鎌倉市は、本条第 3 項に定めた利用目的の範囲内で、参加者情報を、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ、特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにすることにより、個人情報にはあたらないデータとして外部に提供することがあります。

(4)鎌倉市は、参加者情報を統計処理した上で、その統計情報を本条第 3 項に定めた利用目的の範囲内で、外部に公表又

は提供することがあります。

(5)前項までの内容は、個人情報保護法・鎌倉市の個人情報保護条例及び関連法規・ガイドライン等の変更又は策定に合わせて変更されることがあります。

6 参加者情報の安全管理措置については、次に定めるとおりとします。

(1)お預かりした参加者情報については、漏えい、滅失又は毀損の防止と是正、その他参加者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

(2)鎌倉市は、次に定めるとおり、参加者情報を適切に保護し、取り扱います。

(ア)参加者情報を取り扱う組織ごとに個人情報保護の責任者を置き、適切な管理に取り組みます。

(イ)利用目的や問い合わせ窓口をお知らせした上で、適切な範囲内で参加者情報を取得します。

(ウ)第3項に定めた利用目的の範囲内で参加者情報を利用します。

(エ)あらかじめ同意いただいている場合又は法令で認められている場合を除き、本条第3項に定めた利用目的の範囲を越えて参加者情報を鎌倉市以外の第三者に提供又は開示しません。

(オ)参加者本人から参加者情報の照会・開示などについて、別途定める参加手引に記載する問い合わせ窓口にご連絡いただいた場合は、適切に対応します。

(カ)参加者情報への不正アクセス、参加者情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などを防止するために、参加者情報を安全に管理し、セキュリティの確保・向上・是正に努めます。

(キ)関連する法令、その他の規範を順守するとともに、環境の変化に合わせた適切な個人情報保護の取り組み及び継続的な改善・向上に努めます。

第15条（規約の変更）

1 参加者は、本規約の変更については、電子メール又は鎌倉市のホームページ等によって事前に変更内容を通知した後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。

2 参加者情報の利用目的、又は利用範囲の変更を行う旨の参加規約の変更を行う場合は、個人情報保護法、鎌倉市の個人情報保護条例及び関連法規やガイドラインに基づき、鎌倉市から参加者に事前に通知し、同意を得た場合に限り行います。

2018年3月
かまくらヘルシーポイント事務局